

食品安全委員会遺伝子組換え食品等専門調査会

(第165回) 議事録

1. 日時 平成29年10月27日(金) 13:30~13:48

2. 場所 食品安全委員会中会議室(赤坂パークビル22階)

3. 議事

- (1) 専門委員の紹介
- (2) 専門調査会の運営等について
- (3) 座長の選出
- (4) その他

4. 出席者

(専門委員)

岡田専門委員、小関専門委員、橘田専門委員、
児玉専門委員、近藤専門委員、鈴木専門委員、柘植専門委員、
手島専門委員、中島専門委員、山川専門委員、吉川専門委員

(食品安全委員会)

佐藤委員長、山添委員

(事務局)

小平事務局次長、吉岡評価第二課長、池田評価情報分析官、
内海課長補佐、森山評価専門官、山口係長、松井技術参与

5. 配布資料

資料1 食品安全委員会専門調査会運営規程

資料2 食品安全委員会における調査審議方法等について

6. 議事内容

○池田評価情報分析官 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第165回「遺伝子組換え食品等専門調査会」を開催いたします。

私は事務局の池田と申します。座長が選出されますまでの間、しばらく私が議事を進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

このたび、10月1日をもちまして、各専門調査会の専門委員の先生方の改選が行われま

したけれども、本日は改選後、最初の会合に当たりますので、初めに佐藤食品安全委員会委員長より御挨拶をいたします。

○佐藤委員長 皆さん、こんにちは。食品安全委員会の佐藤です。

このたびは専門委員への御就任を御快諾いただき、大変ありがとうございます。食品安全委員会の委員長として御礼を申し上げたいと思います。多くの先生方が再任ということでございますけれども、新任の先生方もいらっしゃいますし、また、今、事務局からもお話がありましたように、任期の切りかえということで一言御挨拶を申し上げたいと思います。座って失礼します。

既に、安倍内閣総理大臣から平成29年10月1日付で食品安全委員会専門委員としての任命書がお手元に届いているかと思えます。先生方が所属される専門調査会あるいはワーキンググループというのもございますけれども、これは委員長が指名することになっており、先生方を遺伝子組換え食品等専門調査会に所属する専門委員として指名させていただきました。

遺伝子組換え食品等専門調査会は、これまで250件を超える遺伝子組換え食品や添加物の御審議をいただいております。今後も日進月歩の遺伝子組換え技術により新たな技術が開発され、新たな形質を有するものが評価要請されることが予想されます。また、遺伝子組換え食品は国民の関心の高い分野でもあります。専門委員の先生方におかれましては、各分野における最先端の専門知識を生かして調査審議をいただければ幸いと存じます。

さて、食品安全委員会はリスク評価機関としての独立性と中立性を確保しつつ、科学的な知見に基づき客観的で公正な立場から食品健康影響評価を行うことを掲げております。通常、私どもが考える科学は精密なデータをもとに正確な解答、真理を求めていくものです。一方、御承知のように、リスク評価は多数の領域の学問が力を合わせて判断をしていく科学、レギュラトリーサイエンスの一部であると考えられます。リスク評価において、あるときは限られたデータしかない場合でも、完璧さにこだわらずに解答を出すことが求められることもあることを御理解いただきたいと思います。

食品安全分野では、リスクアナリシスの考え方が導入されております。この考え方では、リスク評価とリスク管理の機能は明確に区分されるべきであるとされております。我が国においては、リスク評価機関である食品安全委員会は、リスク管理機関から組織的にも切り離されており、このことは、独立性と中立性を確保する意味ではよい方向に作用しているかと思えます。その一方でADIやTDIを設定したら、それでリスク評価が終了したかのように思ってしまいがちという弊害も生んでいるように思います。ADIやTDIは、それを決めただけでは国民の健康を守ることにはならず、リスク管理機関がそれらに基づいて、最大残留値や規格基準を設定して初めて実効性を持つものだと思っております。また、適切な暴露評価が行われて、現状が安全であるのか、懸念があるのか、何か対策が必要かと言ったことが明らかになるものです。そういう意味において、これまで真の意味でのCODEXのいうリスク評価が十分に行われてきたのか、内心忸怩たる思いも持っております。

す。今、申し上げたことは遺伝子組換え食品等専門調査会に必ずしも当てはまるものではありませんが、先生方に評価に当たっては、組換え体が社会に流通する食品であることを認識いただけますように改めてお願い申し上げたいと思います。

なお、専門調査会の審議については、原則公開となっております。先生方のこれまでの研究から得た貴重な経験を生かした御発言により、また、総合的な判断に至るまでの議論を聞くことにより、傍聴者の方々にはリスク評価のプロセスや意義を御理解いただけ、情報の共有にも資するものと考えてございます。

食品のリスク評価は、国の内外を問わず強い関心が寄せられております。専門委員としての任務は食品の安全を支える重要かつ意義深いものであります。専門委員の先生方におかれましては、国民の期待に応えるべく、適切な食品健康影響評価を科学的にかつ迅速に遂行すべく、御尽力いただけますよう重ねてお願い申し上げて、挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○池田評価情報分析官 ありがとうございます。

次に、本日席上に配布しております資料の確認をお願いいたします。

議事次第、座席表、専門委員名簿。

資料1「食品安全委員会専門調査会運営規程」。

資料2「食品安全委員会における調査審議方法等について」。

以上でございます。不足等はありませんでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、議題（1）としまして「専門委員の紹介」がございます。私のほうからお名前の五十音順に御紹介させていただきますので、よろしくお願いいたします。

岡田由美子専門委員でございます。

小関良宏専門委員でございます。

橘田和美専門委員でございます。

児玉浩明専門委員でございます。

近藤一成専門委員でございます。

鈴木秀幸専門委員でございます。

柘植郁哉専門委員でございます。

手島玲子専門委員でございます。

中島春紫専門委員でございます。

山川隆専門委員でございます。

吉川信幸専門委員でございます。

樋口専門委員は本日御欠席でございます。

また、本日は食品安全委員会から冒頭で御挨拶をいただきました佐藤委員長、本専門調査会の主担当であります山添委員にも御出席をいただいております。

最後に事務局を紹介させていただきます。小平事務局次長、吉岡評価第二課長、内海課長補佐、森山評価専門官、山口係長、松井技術参与、私が評価情報分析官の池田でございます。

ます。今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、議題（2）「専門調査会の運営等について」ということで、お手元の資料1、資料2に基づきまして御説明をさせていただきます。

資料1のほうの運営規程でございます。第2条に所掌事務についての規定がございます。別表は1枚おめくりいただいたところについてございまして、見にくくて恐縮ですが、遺伝子組換え食品等専門調査会につきましては、1ページの下のほうにございまして、遺伝子組換え食品等の食品健康影響評価に関する事項について調査審議をいただくということになってございます。

1ページ目にお戻りいただきまして、第2条をごらんいただきますと、第3項といたしまして、専門調査会に座長を置くことということと専門委員の互選により選任するという旨が定められております。第2条の5には座長代理についての規程がございます。

下の4条をごらんいただきますと、座長は専門調査会の議長をお務めいただくということについての規程がございます。

次に資料2でございます。こちらは調査審議の中立性、公正性を確保するための事項について定めている食品安全委員会決定でございます。例えば専門委員をお務めいただいている先生が申請資料の作成に関与しておられるといったような場合は、申請者と利害関係があるとみなすといったものが事例でございますけれども、これらを含めまして、利害関係がある場合など、公正性、中立性に照らしまして、不適切と考えられる場合について、（1）のところで規定してございます。

この2の（1）の①～⑥まで具体的に書かれているわけですが、これに該当するかどうかということを確認するために、2ページ目にまいりまして、（2）に確認書を御記入いただくということ。確認書について記載させていただいております。こちらの確認書のほうは既に御記入いただいていることかと思えます。

同じページの（5）のほうに書かれておりますけれども、この確認書で確認をさせていただきました結果、先ほど申し上げました事由に該当することが明らかとなった場合は御退出をいただくような場合があるという規程が設けられてございます。

簡単でございますけれども、資料1と2についての説明は以上でございます。何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、その内容について御確認をいただきまして御留意をいただき、お務めをいただければと存じます。

次に議題（3）に移らせていただきます。座長の選出をお願いしたいと思います。先ほど御説明しました運営規程の第2条の第3項におきまして、専門委員の互選により選任することが定められておりますという御説明をしたところですが、いかがでしょうか。御推薦はありますか。

○小関専門委員 小関です。遺伝子組換え技術そのものの研究のみならず、それに由来する食品等の安全について深い御経験と御見識をお持ちである中島先生に座長になっていただければと、私は推薦をさせていただきたいと思えます。

○池田評価情報分析官 お願いします。

○手島専門委員 私も専門委員を長年務めてこられた中島先生が座長として適任であると考えます。御推薦させていただきます。

○池田評価情報分析官 ただいま小関専門委員、手島専門委員から中島専門委員を座長にという御推薦がございましたけれども、いかがでございましょうか。御賛同いただける場合は拍手をいただければと思います。

(拍手起こる)

○池田評価情報分析官 ありがとうございます。それでは、御賛同いただきましたので、座長に中島専門委員が互選されました。座長席にお移りいただければと思います。

(中島専門委員、座長席へ移動)

○池田評価情報分析官 ありがとうございます。それでは、中島座長から一言御挨拶をお願いいたします。

○中島座長 中島でございます。私はこの委員会は9年目になりますけれども、それまで座長はずっと澤田先生でした。この委員会と言えば、もう澤田先生がセットのように考えておりまして、実はほかの座長というのを見たことがございません。いつもにこやかに飄々としながら議論をばっちりかみ合わせて、どうやったら、あんな神業のような運営ができるのかなといつも思っておりまして、今度はお前がやれと言われて、実は途方に暮れておるのですけれども、澤田先生は一つの完成形だと思いますので、なるたけよけいなことをせず踏襲して、先生方のお邪魔にならないように会の進行だけをしていきたいと思っておりますので、皆さんよろしく御協力をいただければとうれしいと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。(拍手)

○池田評価情報分析官 ありがとうございます。

それでは、次に先ほどの運営規程第2条の第5項に座長に事故があるときは当該専門調査会に属する専門委員のうちから、座長があらかじめ指名する者が職務を代理すると決められておりますので、座長代理の指名をお願いしたいと思います。それから、これ以降の議事の進行を中島座長をお願いいたします。

○中島座長 わかりました。では、議事を進行させていただきます。事務局から説明がございました座長代理ということですが、何しろ途方に暮れておるもので、座長代理としては小関先生、児玉先生のお二人にぜひお務めいただきたいと思うのですが、何とぞお引き受けいただきたいと思うのですが、よろしくお願ひ申し上げます。

○小関専門委員 中島先生の御指名ということで、とても中島先生の御見識のところまで至らないとは思いますが、経験させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○児玉専門委員 御指名をありがとうございます。座長は非常にお元気でいらっしゃるの代理が登場することはないと思っておりますけれども、どうぞよろしくお願ひいたします。

○中島座長 無事に座長代理が決まりましたので、メンバーが決まったということで、も

ういいわけですよ。では、その他について、事務局から何かございますか。

○池田評価情報分析官 特にございません。

○中島座長 それでは、これで第165回「遺伝子組換え食品等専門調査会」を閉会いたします。ありがとうございました。

ちょうど10分後で14時になりますので、今度は非公開で第166回「遺伝子組換え食品等専門調査会」を開催したいと思います。先生方はよろしく願いいたします。